

第9期介護保険事業計画策定等業務委託 仕様書

1. 業務名

第9期介護保険事業計画策定等業務委託

2. 期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

3. 目的

国や大分県の動向、宇佐市高齢者の状況等を的確に把握し、宇佐市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定することを目的とする。

4. 業務内容

I. 令和4年度業務（各種アンケート調査の実施及び分析）

(1) 基礎的な地域データおよび資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、宇佐市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、宇佐市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。調査票の印刷、配布・回収に必要な作業及び費用は、受託者が負担する。

（ただし、宛名ラベルは市にて準備する。）

受託者は、宇佐市から回収表を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果を取りまとめる。

【アンケート調査の実施概要】	
調査対象	65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
配布数	1種 4,900票（回収率70%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、 その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 在宅介護実態調査の分析

介護している家族の生活実態や抱える問題等を把握し、介護離職を防止するに資するサービスの検討のための基礎資料とするため、要介護者の家族を対象とした調査を行う。調査は、宇佐市が、要介護認定調査と併せて認定調査員に

より実施する。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、宇佐市事務局が行う（必要な費用についても宇佐市が負担する。）受託者は、宇佐市から回収票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】	
調査対象	10月1日から2月28日までに認定調査の対象となる高齢者の家族
配布数	1種 600票
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

II. 令和5年度業務（介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定）

（4）給付実績集計・分析の実施

宇佐市が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。また、分析に当たっては、第8期宇佐市介護保険事業計画との比較分析を行うこと。

（5）計画目標量の設定

第9期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込み量、介護保険給付費、第9期介護保険料の設定支援を行う。

（6）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

（7）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第9期計画の基本課題や試作方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

（8）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを宇佐市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(9) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回程度）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

Ⅲ. 共通業務

(10) 介護・高齢者福祉施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、団体名・人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約30件程度、提供すること。

(11) 法律や制度などの動向に関する情報提供

福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。

そのため、第9期介護計画期間に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要・制度概要等」を分かりやすくまとめること。

(12) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版の納品

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料を分かりやすく作成し、納品すること。

(13) 法政執務相談

本業務の策定過程において、宇佐市例規に係る制定、整備、解釈その他法政執務に関する諸事項に関し、疑義が生じた際はその疑義に対する照会や相談について対応する。相談件数は1件程度を想定している。なお、政策に係る事項や法律相談に属する事項は含まないものとする。

(14) 打ち合わせ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容については

その都度受託者が書面（打ち合わせ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は、定期的に本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

5. 成果品

- (1) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 150部
(A4判、100頁程度、表紙レザック紙1色刷、本文上質紙1色刷)
- (2) 第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画概要版 1,000部
(A4判、8頁程度、コート紙4色刷)
- (3) 上記データ一式
- (4) 先進事例・情報提供資料一式

6. その他

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ宇佐市と協議し、決定すること。
- (2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、宇佐市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (3) アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であるため、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。
- (4) 宇佐市の令和4・5年度 物品等競争入札参加資格者名簿において、「㊟サービス・その他」として「計画策定」が登録されていること。
また、同名簿に九州内に本店又は支店等（本店より宇佐市との契約締結権限を委任されている者に限る。）を有する者として登録されていること。
- (5) 本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、社会情勢等の変化を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要がある。
以上を達成するため、受託者は平成29年度以降に大分県内自治体の介護保険事業計画策定実績があり、かつ全国で第8期介護保険事業計画の策定実績を10件以上有していること
- (6) 業務の実施にあたり担当する技術者については、主担当と副担当併せて2名以上配置すること。また、担当技術者は平成29年度以降に大分県内自治体での介護保険事業計画の策定業務経験を1回以上有し、かつ、この公告日の前日以前に採用され、受託者との恒常的な雇用関係を12か月以上有すること。